

福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（エネルギーリカバリー）の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、知事が行うものとする。

(表彰の対象)

第3条 この表彰は、先駆的又は独創的な取組により、循環型社会の形成について顕著な成果を上げている個人、団体又は企業であって、個人にあっては第1号に、団体にあっては第2号に、企業にあっては第3号に該当するもの（いずれも過去において同一事業に関する環境部所管の福岡県知事表彰を受けたものを除く）を対象とする。

ただし、暴力団（員）、暴力団員が役員となっている団体及び企業並びに暴力団（員）と密接な関係を有する個人、団体及び企業は、表彰の対象としない。

- (1) 廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動（以下「3R活動」という。）を展開し、これらの活動の推進に熱意と識見を有する者で、その活動従事年数が表彰しようとする年度の4月1日現在までに5年以上あること。ただし、これらの活動を廃棄物の収集運搬・処分事業として行う者を除く。
- (2) 3R活動を行う団体であって、これらの活動を継続的かつ着実に推進してきたもので、その活動従事年数が表彰しようとする年度の4月1日現在までに5年以上あること。ただし、公益法人（社団法人、財団法人）、営利を目的とする団体及び宗教上の教義を広める活動を行う団体にあっては、当該団体の本来の目的とする活動と3R活動を明らかに区分することができるものに限る。
- (3) 廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分を実現した企業であって、次のいずれかに該当するもの。
 - イ その工場又は事業所等の事業に係る拠点において、当該事業活動に伴う廃棄物等の大幅な発生抑制又は循環的な利用の大幅な拡大を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。

- ロ その製品等について、廃棄物等としての相当程度の発生抑制、循環的な利用の相当程度の拡大又は適正処分の飛躍的な向上を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。
- ハ 廃棄物等の大幅な発生抑制、循環的な利用の大幅な拡大又は適正処分の飛躍的な向上のための技術、製品又はシステムを実用化し、かつその普及を図る企業。

(被表彰候補の推薦)

第4条 市町村長、環境部各課（室）長、社会活動推進課長、保健福祉環境事務所長、保健環境研究所長、教育庁教育振興部長、福岡県リサイクル総合研究事業化センター長、福岡県環境県民会議の構成団体の代表者、県内の大学の代表者その他知事が認める団体の代表者は、推薦調書（個人にあっては様式第1号、団体又は企業にあっては様式第2号）に必要事項を記入の上、被表彰候補を知事が指定する期日までに推薦するものとする。

(被表彰者等の選考及び決定)

第5条 被表彰者、被表彰団体及び被表彰企業は、前条の規定に基づき推薦されたものについて、循環型社会形成推進功労者表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の選考により決定する。

- 2 委員会の選考に当たり必要と認めるときは、選考委員以外の有識者の意見を聞くものとする。
- 3 選考の基準となるべき事項、その他必要と認められる事項については、別に定めるものとする。

(循環型社会形成推進功労者表彰選考委員会)

第6条 委員会は、次の者により構成する。

環境部長
環境部次長
循環型社会推進課長
外部有識者

- 2 外部有識者は、報道機関など地域活動に詳しい者もしくは大学教員など各表彰制度の表彰内容に関する知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任の残任期間とする。
- 4 知事は、委員を再任することができる。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。